

## 基本構想、基本計画の策定について

### 1. 策定の必要性について

#### ①世界の動き

- ・気候変動の激化や水・食糧問題が顕在化し、新エネルギーの活用など持続可能な社会づくりが求められている。
- ・経済がグローバル化し、地域の問題が世界に瞬時に影響を及ぼすようになっている。
- ・アジアが急成長し、先進国では人口の減少と経済の停滞が問題となっている。

#### ②日本の現状

- ・人口減少と少子高齢社会が進展し、活力が低下している。
- ・経済の成熟化とアジアの成長の中、日本全体の国際競争力が低下している。
- ・東京への一極集中が進み、地域経済はさらに厳しい状況が続いている。
- ・東日本大震災等により、輸出や観光への影響が生じているほか、国全体としてのリスク分散のあり方が問われている。

#### ③福岡市の現状

- ・文化施設、道路や地下鉄などの都市基盤整備が進み、世界から評価される住みやすい都市となった。
- ・人口は増加し続けているが、少子高齢化が進み、単独世帯、中でも高齢単身世帯が増えるなど、社会の構造が変わってきている。
- ・若者の減少や卸売業の縮小などにより、活力にはかげりが見られる。
- ・住みやすさが評価される一方、犯罪や交通事故が多いことなどにより安全・安心が損なわれることに対する不満は多い。

#### ④将来の見通し

- ・地球環境問題は悪化するものと思われ、持続可能な都市のあり方が問われる。
- ・アジアでも少子高齢社会が進展するものと思われ、人口構造の変化に対応した都市のあり方が問われる。
- ・グローバルに人とカネが移動する中、都市として選ばれるよう、戦略的なまちづくりが必要とある。
- ・価値観や産業構造の変化に合わせたまちづくりが必要となる。

これらのことから、将来に向けての本市のまちづくりの方向性を明確にするため、新しい基本構想、基本計画を策定するもの。

※現在の福岡市基本構想は第2次であり、福岡市基本計画は第8次である。

## 2. 策定の基本的な考え方について

総合計画は、福岡市の方向性を定める重要な計画であるが、その計画に基づき、まちづくりを実行することが、より重要である。その実行性の確保のために、策定にあたっては、大きく2つの視点で取り組むこととする。

- 市政の主役である市民が共感し、目標を共有することで、市役所だけの計画にせず、一緒になってまちづくりに取り組むためのものとする
- 計画策定後、施策の成果を毎年検証し、その状況を広く共有することで、市民と一緒に計画を推進する

### (1) 市民との共有

#### ①市民等の意見の活用

策定にあたっては、幅広く市民等が参加した新ビジョンの検討によって整理された切り口や視点、論点などを活用していく。

#### ②コンパクトでわかりやすく

掲載内容の重複整理などで、コンパクトでわかりやすいものとする。

### (2) 的確な実行のためのしくみ

#### ①成果指標の充実

進捗度を市民と共有するため、まちづくりの目標（政策目標）及び実現に向けた取組み（施策）ごとに、わかりやすい成果指標を掲げるとともに、基本計画の策定後も、毎年その進捗状況を広く公表するものとする。

#### ②総合計画審議会の常設化

総合計画の実行性をより高めるため、総合計画審議会を常設とし、毎年1回は進捗状況について報告し、意見を伺うものとする。

#### ③情報発信の充実

総合計画審議会での検討状況・結果等については、途中段階でのパブリックコメントに加えて、ホームページ等の積極的な活用などにより、情報発信に努めていく。また、進捗状況の公表のほか、年1回の公開フォーラムの開催などにより、福岡市の都市づくりに対する、市民の関心が継続するよう努める。

### (3) 基本構想、基本計画の整理など

#### ①基本構想の必要性

基本構想は、地方自治法の改正により、策定の義務づけの規定は削除されているが、都市づくりの方向として将来の都市像を明らかにすることは今後も重要であり、引き続き策定するものとする。

#### ②総合計画の体系

総合計画は、これまでと同様、基本構想、基本計画、実施計画からなるものとする。

#### ③基本計画の位置付け

基本計画は、将来の都市像の実現に向けた方向性を、まちづくりの目標（政策目標）や実現に向けた取組み（施策）として総合的、体系的に示した長期計画である。

## 3. 目標とする年次について

### (1) 基本構想について

目標年次は定めない。

※検討に当たっては、策定から概ね25年後（平成49年（2037年））を一応の目安とする。

### (2) 基本計画について

策定から10年後の平成34年（2022年）とする。

## 4. 策定が必要な主な内容について

### (1) 基本構想について

#### ①将来の都市像

25年後の将来には、福岡市がこういうまちになっている、という都市の姿を定めたもの。

都市像を定めるにあたっては、

- ・主として市民など中からの、暮らしやすいまちとしての視点
- ・主として来街者など外からの、魅力と活力溢れるまちとしての視点

の2つの視点で検討し、多くの方々にとって、わかりやすく、思い浮かべられるようなものとする。

## (2) 基本計画について（区基本計画も含む）

①福岡市の現状、展望と課題（人口の将来予測含む。）

②将来の都市像に向けた、「まちづくりの目標（政策目標）」と「まちづくりの目標ごとの成果指標」

※「まちのすがた（都市空間整備構想、区ごとの姿）」を含む。

③まちづくりの目標に向けた、「実現に向けた取組み（施策）」と「実現に向けた取組みごとの成果指標」

## 5. 策定にあたっての検討体制について

### (1) 総合計画審議会について

①総合計画審議会の委員は 50 名以内とする。（前回 80 名以内（実際は 72 名））

②委員は、関係行政機関、関係団体・学識経験者、市議会議員、本市住民で構成する。

③審議にあたっては、以下の体制で行う。

- ・委員全員が参加する「総会」
- ・テーマ別に委員を 2 つに分けた「部会」
- ・会長、副会長、それぞれの部会の部会長、副部会長の 6 名で構成する「総合調整委員会」

### (2) 庁内検討体制について

①企画調整部を事務局として、市政運営会議、関係局長会議をはじめ、必要に応じて必要な会議等を開催する。（現行の総合計画委員会等は廃止）

②主に、都市像、まちづくりの目標（政策目標）の検討については、各局・区の協力を得ながら企画調整部が主幹となって進め、実現に向けた取組み（施策）については、関係局・区の中から主幹を決めて進めていく。

## 6. 策定のスケジュール

